令和８年度　第１回松戸市脱炭素専門部会 会議録

1　日　時：令和８年 10 月 21 日(水)10：00～11：00

2　場　所：ハイブリッド方式にて開催

3　議 事（１）：これまでの松戸市脱炭素専門部会における検討内容の振り返り

議 事（２）：本年度の部会の検討事項及びスケジュールについて

議 事（３）：松戸市地球温暖化対策実行計画の改定について

議 事（４）：松戸市グリーン購入等に係る基本方針の改定について

4　出席者：　【委員】

・奥　　真美　　部会長

・濱島　憲二　　副部会長

・芦名　秀一　　委員

・高橋　輝昌　　委員

・角田（つのだ）　貴史　　委員

【事務局】

・茅野　真貴子（ゼロカーボンシティ推進担当室長）

・佐藤　正幸　（補佐）

・内海　彩　　（主査）

・舟橋　琢磨　（主任主事）

・川上　郁人　（主事）

【傍聴者】

０名

5　内容

（事務局）	それでは只今から、「令和８年度　第１回松戸市脱炭素専門部会」を始めさせていただきます。 　本日、司会を務めさせていただきます環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室の川上と申します。 　本部会は、１０月６日に開催された松戸市環境審議会において松戸市長より「松戸市脱炭素政策の検討について」の審議が諮問され、同日付けで内容の審議のため、「松戸市脱炭素政策の検討について」の付議が承認されたものです。 　付議については資料３の付議書をご確認ください。内容につきましては後ほど詳しくご説明させていただきます。 　また、松戸市環境審議会条例第９条第２項及び第３項により、部会に所属する臨時委員及び部会長は環境審議会会長が定めることとなっており、山田環境審議会会長から皆様の本部会委員への指名と、奥委員の部会長としての指名がありました。 　なお、奥委員にはこちらについて承諾して頂いております。 　環境審議会会長からご指名いただいた脱炭素専門部会委員の一覧は資料１のとおりです。 　それでは、第１回脱炭素専門部会の開催にあたりまして、環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室長の茅野より、ご挨拶申し上げます。
（茅野ゼロカーボンシティ推進担当室長）	皆様こんにちは。環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室室長の茅野でございます。本日は令和８年度第１回松戸市脱炭素専門部会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には日頃より市政の運営に多大なご協力、ご理解を賜りこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。今年は千葉県内においても大雨が発生するなど気象に関する話題が多く聞かれた夏だったかと思います。 　さて、本市では令和３年度末にゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、松戸市地球温暖化対策実行計画を改定し、2050 年までに二酸化炭素の排出量の実質ゼロを目指すこととしております。この高い目標の達成に向け、具体的な政策を検討するため、令和６年度より環境審議会内に脱炭素専門部会を設置し検討を進めていただいているところでございます。今年度におきましては、松戸市地球温暖化対策実行計画の改定に向けてパブリックコメントの実施も控えております。委員の皆様におかれましては日頃よりご多忙とは存じますが、地球温暖化対策や脱炭素政策などの分野に関して、専門的な知見や経験を脱炭素専門部会における特定事項の審議のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

（事務局）	ありがとうございました。 次に、委嘱後、初めての会議となりますので、まず、委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。 恐れ入りますが、奥部会長からお願いできますでしょうか。
（奥部会長）	皆様おはようございます。東京都立大学の奥真美と申します。初めての方もいらっしゃいますので私の専門をご説明いたしますと、元々行政法という法律の分野がバックグラウンドにございまして、そこから環境法、それから環境政策に関わっております。昨年度に引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
（濱島委員）	おはようございます。松戸商工会議所理事事務局長の濱島憲二と申します。私も令和６年の専門部会から会議に参加させていただいていて、様々なことを勉強させていただいています。地域の産業界を切り口に様々ご指導賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。
（芦名委員）	おはようございます。国立環境研究所の芦名と申します。私も昨年度に引き続き委員として参画させていただいております。私共は筑波にある研究所ですけども、2050 年脱炭素社会に対してどのような取り組みをする必要があるのか、分析や成果を中心に研究活動をさせていただいております。本日はよろしくお願いいたします。
（高橋委員）	この度初めて委員にならせていただきました千葉大学園芸学部の高橋と申します。私は緑地環境学科というところにおりまして、緑地の造成や管理に関する技術的なことを専門にしております。最近では緑地の炭素貯留機能ということも研究しております。どうぞよろしくお願いいたします。
（角田（つのだ）委員）	おはようございます。東京電力パワーグリッド東葛支社に７月から着任しました、角田と申します。今回初めて部会のほうに参加させていただきますので、わからないことが多々あると思いますけれども、資料を拝見したところ様々な検討をされていることと思いますので、少しでもお力になればと考えております。よろしくお願いいたします。
（事務局）	委員の皆様、ありがとうございました。 なお、本日京葉ガス株式会社　角田（かくた）委員は所用によりご欠席となっております。 続きまして、市の職員を紹介いたします。 それでは、茅野室長から順にお願い致します。
（茅野ゼロカーボンシティ推進担当室長）	改めまして、ゼロカーボンシティ推進担当室室長の茅野でございます。私は４月から赴任させていただいておりまして、資料を拝見して

	色々なことが進んでいるんだなと思い、今後も皆様のお力添えをいただければと思います。よろしくお願いいたします。
（佐藤補佐）	室長補佐の佐藤と申します。私も４月から赴任させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
（内海主査）	同じくゼロカーボンシティ推進担当室内海と申します。よろしくお願いいたします。
（舟橋主任主事）	同じくゼロカーボンシティ推進担当室舟橋と申します。私は令和６年度からこの脱炭素専門部会に携わっております。今後ともよろしくお願いいたします。
（川上主事）	改めまして、ゼロカーボンシティ推進担当室川上と申します。よろしくお願いいたします。
（事務局）	ここからは、松戸市環境審議会条例第８条第１項の規定により審議会の会議は会長が招集し議長となるとなっており、これは部会でも準用することから、議事進行を奥部会長にお願いしたいと思います。 奥部会長、宜しくお願いいたします。
（奥部会長）	それではこれより、私が議事進行をさせていただきます。 議事に移る前に、「部会長の職務を代理するものの指名について」でございますが、こちらにつきましては、松戸市環境審議会条例第９条第５項の規定により、部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとなっていることから、私は、令和６年度から「松戸市脱炭素専門部会」にて副部会長を務められました濱島委員を指名させていただきたいと思います。 濱島委員、よろしくお願いいたします。 **【濱島委員　了承】** それでは、はじめに本日の委員出席状況について事務局から報告をお願いします。
（事務局）	先程お伝えしたとおり、本日、角田（かくた）委員が所用により欠席となっております。よって本日の出席者は（５名）となり、松戸市環境審議会条例第８条第２項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することを報告します。
（奥部会長）	ありがとうございます。 本審議会は公開となっておりますが、今回傍聴希望者はおりますか。
（事務局）	傍聴希望者はおりませんでしたので、ご報告いたします。

（奥部会長）	傍聴者がいない旨、了解しました。 それでは事務局からお手元の資料について確認をさせていただきます。事務局から、お願いします。
（事務局）	資料につきましては、次第に記載のものを事前にメールにて配布しております。 資料 1_松戸市脱炭素専門部会委員一覧 資料 2_松戸市脱炭素政策の検討について 資料 3_松戸市脱炭素政策の検討について（付議） 資料 4_松戸市脱炭素専門部会のスケジュールについて 資料 5_松戸市地球温暖化対策実行計画の改定計画における施策体系について 資料 6_松戸市地球温暖化対策実行計画（案） 資料 7_松戸市地球温暖化対策実行計画改定スケジュール（案） 資料 8_松戸市地球温暖化対策実行計画の改定に係る庁内の意見一覧 資料 9_松戸市グリーン購入等に係る基本方針（案） 資料 10_松戸市公共施設脱炭素化ガイドライン（案） 参考資料１_松戸市環境審議会条例 参考資料 2_松戸市環境審議会の組織及び運営に関する規則 資料は届いてますでしょうか。
（奥部会長）	それでは、議事に移りたいと思います。 本日の議事は次第にございますとおり、 （１）これまでの松戸市脱炭素専門部会における検討内容の振り返り （２）本年度の部会の検討事項及びスケジュールについて （３）松戸市地球温暖化対策実行計画の改定について （４）松戸市グリーン購入等に係る基本方針の改定について と進行いたします。 まず、議事（１）これまでの松戸市脱炭素専門部会における検討内容の振り返りについて、事務局よりご説明をお願いします。
（事務局）	環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室の舟橋です。 私からは議事（１）「これまでの松戸市脱炭素専門部会における検討内容の振り返り」についてご説明させていただきます。 本市では令和 5 年度に開催した脱炭素有識者会議において今後検討すべき施策として次の 3 つの施策が挙げられました。

	○　再生可能エネルギー等促進制度の導入 ○　再生可能エネルギー利用促進区域の設定 ○　公共施設における脱炭素化の促進 これらについて、令和 6 年度より脱炭素専門部会にて具体的な取り組み内容の検討を進めてまいりました。資料 2_松戸市脱炭素政策の検討についてをご覧ください。こちらは、令和 8 年 5 月 18 日に開催しました環境審議会において、脱炭素専門部会 奥部会長より脱炭素専門部会での審議結果をまとめた中間報告の資料となります。こちらの資料に沿って、これまでの脱炭素専門部会における検討内容のご説明させていただきます。 次のページをめくっていただきまして、 松戸市再エネ導入促進制度の検討については、先行自治体の事例を参考に、一定規模以上の新築建築物等への再エネ設備設置を義務化する「(仮称) 松戸市脱炭素条例」の制定に向けた検討を行い、条例案の骨子を作成しました。同案では、延べ面積 2,000 ㎡以上の大規模建築物および 2,000 ㎡未満の中小規模建築物の双方を対象とし、対象設備や設置基準量等を規定することとしていました。 一方、国においては「建築物省エネ法」に基づくトップランナー制度の拡充が行われ、2025 年 4 月より大手住宅事業者等を対象とした新築戸建住宅への太陽光発電設備設置等の基準が新たに適用されることとなりました。そのため、松戸市制度案と国のトップランナー制度は、その規制対象や内容において大部分が重複することが判明しました。 国の制度による効果が見込まれる中、別途独自の規制を設けることは適当ではなく、市独自条例の制定については見送りとしました。 なお、今後は国の制度による市内への影響を注視するとともに、他自治体の動向等についても引き続き情報収集に努め、必要に応じて制度について再検討を行うものといたしました。 続いて 3 ページをご覧ください。松戸市再エネ導入促進計画の検討については、令和 4 年 6 月の建築物省エネ法改正により、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」が創設され、市町村が策定する促進計画において区域指定を行うことで、再エネ設備の設置促進が可能となりました。 これを受け、脱炭素専門部会では促進計画（案）を作成し、促進区域、対象設備の種類、特例許可要件等を盛り込むとともに、建築士の説明義務については実効性を確保するために再エネ導入促進制度と併せて「(仮称) 松戸市脱炭素条例」を規定する方向で議論を進めてまいりました。 しかし、専門部会において、松戸市再エネ導入促進制度と併せて制定を検討していた「(仮称) 松戸市脱炭素条例」について、これを見送る方針としたことから、建築士の説明義務に係る規定方法の

	再検討が必要となり、建築士による説明義務制度の裏付けとなる条例規定については、単独での条例制定も含め、引き続き検討を行うこととしました。 　続きまして、5 ページをご覧ください。松戸市グリーン購入等に係る基本方針の改定について、本市では、「松戸市グリーン購入等に係る基本方針」に基づき、環境物品等の調達及び環境配慮契約を推進しています。 現在、環境配慮契約の対象は「電気の供給契約」および「自動車の購入・賃貸借契約」としていますが、専門部会での検討において、新たに「建築物に係る契約」を追加する方針としました。近年、公共施設の ZEB 化事例が増加していることを踏まえ、指針における対象範囲を建築物へ拡大することにより、新築・大規模改修時における公共施設の ZEB 化を促進し、業務部門の温室効果ガス排出量の削減を図るものです。 　なお、建築物の契約においては、企画・設計から維持管理、改修に至るまで、建物のライフサイクル全般を対象とし、検討を進めてまいりました。 　取りまとめた改定案について庁内照会を実施したうえで、円滑な制度運用を図る観点から、「グリーン購入等に係る基本方針」における建築物に係る契約に関する部分の記述を簡素化する修正を行いました。 　続いて 7 ページをご覧ください。松戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について、専門部会において 2030 年度削減目標（2013 年度比 46%削減）及び 2050 年ゼロカーボンの達成に向けて必要削減量を踏まえた松戸市の再エネの導入目標を設定しました。 　また、令和 7 年 2 月には国の地球温暖化対策計画において新たに、2035 年度（2013 年度比 60%削減）及び 2040 年度（2013 年度比 73%削減）の削減目標が掲げられたため、こうした事項を踏まえ、「松戸市地球温暖化対策実行計画」について将来目標の更新や再エネ導入目標の盛り込み、市民・事業者・市の取り組み更新等について実施することとなりました。 　続いて 8 ページをご覧ください。計画で目指すまちの姿として、基本方針は現行の 4 つから 5 つとしております。新たに増えた基本方針は、「再生可能エネルギーの普及促進」です。令和 6 年度の脱炭素専門部会において、2030 年度及び 2050 年度の再生可能エネルギー導入目標を設定し、さらに今回の改定で 2035 年度及び 2040 年度の導入目標を設定する予定でおりますことから、導入目標の達成に向け、施策の強化が必要であるという背景により、新たな基本方針として「再生可能エネルギーの普及促進」を掲げました。

	議事（１）「これまでの松戸市脱炭素専門部会における検討内容の振り返り」についての説明は以上となります。
（奥部会長）	只今、担当から議事（１）これまでの松戸市脱炭素専門部会における検討内容の振り返りについての説明がありましたが、質問やご意見等がありましたら、お願いいたします。新しく委員になられたかたはいかがでしょうか。
（高橋委員）	特にはございません。
（角田（つのだ）委員）	ご説明ありがとうございました。質問等は大丈夫です。
（奥部会長）	質問等もないようでしたので、次の議事に移らせていただきます。 議事（２）本年度の部会の検討事項・スケジュールについて、事務局より説明をお願い致します。
（事務局）	議事（２）「本年度の部会の検討事項及びスケジュールについて」ご説明させていただきます。 本年度の部会の検討事項につきましては、資料 3_松戸市脱炭素政策の検討について（付議）をご覧ください。令和 8 年 10 月 6 日付け松戸市環境審議会 山田 千香子 会長より、松戸市脱炭素専門部会へ別紙のとおり付議されました。付議内容は次のページをご覧ください。 この度、松戸市環境審議会に次の施策の検討についての諮問を行い、市の作成する施策の内容について、脱炭素専門部会に検討をお願いするものです。検討内容につきまして、 ○　松戸市地球温暖化対策実行計画の改定について ○　公共施設における脱炭素化の促進について ○　再生可能エネルギー等促進制度の導入について ○　再生可能エネルギー利用促進区域の設定について ○　その他脱炭素政策に資する事項 になります。 1 つ目の松戸市地球温暖化対策実行計画の改定については、松戸市地球温暖化対策実行計画の中間見直しに伴い、現行計画の評価・分析に加え、社会動向や市民・事業者からの意見聴取等も踏まえた上で、令和 9 年 4 月 1 日改定に向けて、検討を進めます。 2 つ目の公共施設における脱炭素化の促進については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（環境配慮契約法基本方針）の見直しに対して、本市においても、松戸市グリーン購入等に係る基本方針の見直しを検討します。

	3 つ目の再生可能エネルギー等促進制度の導入については、大手の住宅事業者や大規模な建築物を設置する者などを対象に、太陽光発電設備の設置を促進する制度の松戸市脱炭素条例の制定は見送りとなりましたが、引き続き、調査、研究します。 4 つ目の再生可能エネルギー利用促進区域の設定については、建築物省エネ法の再エネ促進区域の本市への適用は見送りとなりましたが、引き続き、検討します。 5 つ目のその他は、脱炭素政策に資する事項を検討します。 スケジュールについては、資料 4_松戸市脱炭素専門部会のスケジュールについてをご覧ください。 令和 8 年度第 1 回は本日開催しておりまして、令和 8 年度第 2 回脱炭素専門部会は 1 月 22 日に開催を予定しており、議事は「松戸市地球温暖化対策実行計画に進行管理について」と「松戸市地球温暖化対策実行計画に改定について」になります。松戸市地球温暖化対策実行計画に進行管理については、これまで環境審議会　地球温暖化対策部会が審議を行ってまいりましたが、令和 8 年 10 月 1 日より地球温暖化対策部会と脱炭素専門部会を統合し、両審議について脱炭素専門部会で継続して審議していくこととなりました。審議内容につきましては、松戸市地球温暖化対策実行計画の事務事業編、区域施策編の進行状況について、事務局より最新の数字や状況の報告となります。松戸市地球温暖化対策実行計画に改定については、パブリックコメント実施後となることから、提出された御意見やその御意見に対する市の考え方について、委員の方々に意見を頂きたいと考えております。令和 9 年度の脱炭素専門部会は全 3 回 7 月下旬、10 月下旬、1 月中旬の開催を予定しております。令和 9 年 7 月、10 月の議事は「松戸市グリーン購入等に係る基本方針について」と「松戸市再エネ促進区域に関する促進計画について」を予定しております。松戸市グリーン購入等に係る基本方針については、電力の調達において、現行は裾切り方式が採用されておりますが、国等の電力調達において、2027 年度から総合評価落札方式が本格導入される予定のため、本市においても基本方針の改定を検討してまいります。令和 10 年 1 月の議事は「松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理」、「松戸市グリーン購入等に係る基本方針について」、「松戸市再エネ促進区域に関する促進計画について」を予定しております。松戸市再エネ導入促進制度に関する検討については、令和 9 年 4 月 1 日に施行予定となっている仙台市などの先行事例の現状を調査、研究した結果を報告させていただく予定となっております。 以上になります。

（奥部会長）	只今、本部会に求められるタスクとスケジュールについての説明がありました。今年度はまずは地球温暖化対策実行計画の進行管理、それとその改定の内容について今まで議論してきましたけども、内容を固めていってパブコメにかけていくという流れになっているということです。パブコメの実施時期についてはご説明いただけますか。
（事務局）	議事３で説明させていただきますが、今年の 12 月 14 日から 1 月 14 日の約 1 か月間を予定しております。
（奥部会長）	1 月 14 日までパブコメに付して、その結果を 1 月 22 日のこの部会で紹介いただくということですね。 何か確認されたい点などございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、次の議事に移らせていただきます。 次の議事（３）松戸市地球温暖化対策実行計画の改定について、議事（４）松戸市グリーン購入等に係る基本方針の改定については、一括して説明を聞いた上で、質問後に、意見交換したいと思います。 それでは事務局から説明をお願い致します。
（事務局）	議事（３）「松戸市地球温暖化対策実行計画の改定について」ご説明させていただきます。 この度、国の動向や社会情勢の変化等に伴い、松戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しを行い、令和 9 年 4 月 1 日に改定を予定しております。松戸市地球温暖化対策実行計画は昨年度より、脱炭素専門部会にて計画の見直しを行ってまいりました。資料 5_松戸市地球温暖化対策実行計画の改定計画における施策体系についてをご覧ください。計画の見直しにあたっては、現行計画の評価・分析に加え、計画の改定にあたって留意が必要な社会動向や市民、事業者からの意見聴取等も踏まえて検討を行いました。現行の松戸市地球温暖化対策実行計画については、2022 年 3 月に策定しており、計画の位置付けとしましては、温対法に基づく区域施策編に相当する計画となっております。また気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に相当する計画でして、現行の松戸市環境基本計画の地球温暖化対策に関する部分の個別計画としても位置付けられています。計画の期間につきましては、目標年度というところが、国の目標年度を踏まえまして、2013 年度を基準年度として、短期目標として 2020 年度、中期目標を 2030 年度、そして長期目標を 2050 年度に設定しております。2030 年度の目標は基準年度比 46%削減、2050 年度においてはゼロカーボン達成を、現行の計画では掲げております。計画の対象範囲としましては、地理的な範囲としては松戸市全域、そして対象となる主体は、市民、事業者、そして市、対象となる温室効果ガスにつきましては二酸化炭素を対象としております。部門とし

	ましては、産業、民生の業務部門、民生の家庭部門、運輸、さらには非エネルギー起源として廃棄物の部門を対象として、推計して算定しております。 　それでは、今回の計画改定につきまして、先に大きな変更点 2 点を改めてご説明させていただきます。まず初めに資料 6_松戸市地球温暖化対策実行計画（案） 11 ページをご覧ください。大きな変更点 1 点目は現行の計画では、計画期間・目標年度について、計画の目標年度は 2030 年度としておりますが、国において地球温暖化対策計画が新たに閣議決定され、その中で 2035 年度・2040 年度の中期目標が掲げられていることから、本計画においても 2050 年までの長期目標の間の、中期目標を国と同様に掲げております。続いて、32 ページをご覧ください。具体的な数値目標としましては、2035 年度において 2013 年度比 60%削減、2040 年度において 2013 年度比 73%削減の目標を掲げ、それぞれの温室効果ガス排出量の削減目標をグラフに表しております。 　続いて、34 ページをご覧ください。大きな変更点 2 点目としましては、計画で目指すまちの姿として、基本方針は現行の 4 つから 5 つとしております。新たに増えた基本方針は、「再生可能エネルギーの普及促進」です。松戸市では令和 6 年度の脱炭素専門部会において、2030 年度及び 2050 年度の再生可能エネルギー導入目標を設定し、さらに今回の改定では 2035 年度及び 2040 年度の導入目標を設定する予定です。導入目標の達成に向け、施策の強化が必要であるという背景から、新たな基本方針として「再生可能エネルギーの普及促進」を掲げました。 　それでは、松戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について簡単にご説明してまいります。まず初めに目次をご覧ください。本計画は 4 章構成となっております。第 1 章「計画策定の背景・意義」、第 2 章「市域の現況と課題」、第 3 章「温室効果ガス排出量の削減に向けた施策」、第 4 章「計画の進行管理」、最後に「参考資料」となっております。それぞれの章について、簡単にご説明させていただきます。1 ページから 9 ページにおいては第 1 章「計画策定の背景・意義」として地球温暖化対策実行計画に留意が必要な社会的動向について記載しており、10 ページからは本計画の目的、位置づけ、計画の期間と目標年度等について記載させていただきます。15 ページから 28 ページでは第 2 章「市域の現況と課題」として、主に本市の温室効果ガス排出量の推移や将来推計、再生可能エネルギーの導入量の推移、導入ポテンシャルについて記載しています。また、各部門についての現況と課題も分析し、課題と今後の対策を記載しております。29 ページから 48 ページにおいて、第 3 章「温室効果ガス排出量の削減に向けた施策」として、本市が目指す将来の姿、温室効果ガス排出量の削減目標、再生可能エネルギーの導入

	目標、目標達成に向けた取組について記載しております。49 ページから 52 ページにおいて、第 4 章「計画の進行管理」として計画の推進体制について記載しております。53 ページからは参考資料として、本市の特性や市民向けアンケート調査の結果、用語解説を記載しております。また、庁内照会を行った際に各部局から出た意見は資料 8_松戸市地球温暖化対策実行計画の改定に係る庁内の意見一覧のとおりです。意見は 5 つありまして、少し紹介させていただきますと、2 番は本市の「行政デジタル化ビジョン」との整合性と取るようにとの意見がありましたので、基本目標 1 1-3 に「行政デジタル化ビジョン」に関する目標を追記しました。他については軽微な文言の修正を行いました。なお、本計画の改定にあたっては、資料 7_松戸市地球温暖化対策実行計画改定スケジュール（案）をご覧ください。本日委員の皆様からご意見をいただいたのち、令和 8 年 12 月 14 日から令和 9 年 1 月 14 日までの 1 か月間パブリックコメントを実施する予定となっております。パブリックコメント実施後、令和 9 年 1 月 22 日に第 2 回脱炭素専門部会を開催し、2 月 1 日に環境審議会に報告する予定となっております。 　議事（３）の説明は以上となります。 　続いて、議事（４）「松戸市グリーン購入等に係る基本方針の改定について」ご説明させていただきます。 　資料 9_松戸市グリーン購入等に係る基本方針（案）をご覧ください。近年、公共施設の ZEB 化事例が増加していることを踏まえ、指針における対象範囲を建築物へ拡大することにより、新築・大規模改修時における公共施設の ZEB 化を促進し、業務部門の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的に改定をいたします。これまで建築物の契約において、企画・設計から維持管理、改修に至るまで、建物のライフサイクル全般を対象とし、脱炭素化を推進することで検討を進めてまいりました。改定内容について、庁内で意見聴取し、円滑な制度運用を図る観点から、「松戸市グリーン購入等に係る基本方針」における建築物に係る契約に関する部分の記述を簡素化する修正を行いました。また、資料 9_松戸市グリーン購入等に係る基本方針を補完することを目的に、資料 10_松戸市公共施設脱炭素化ガイドラインを作成しました。ガイドラインでは、ZEB の基準や運用段階における配慮事項、庁内における実施フローを記載することで建築物の脱炭素化の推進を図っております。なお、庁内照会が済んでいることから本日、委員の皆様に意見を頂いたのち、令和 9 年 4 月 1 日改定を予定しております。 　議事（４）の説明は以上となります。
（奥部会長）	只今、事務局から議事（３）松戸市地球温暖化対策実行計画の改定に

	ついて、議事（４）松戸市グリーン購入等に係る基本方針の改定についての説明がありました。まだ案という段階ですので修正等あると思いますが、昨年度部会で議論してある程度確認した内容を反映したものとなっております。質問やご意見等がありましたら、お願いいたします。
（濱島委員）	内容については去年議論した内容がよく入っているなと思います。この問題を広く市民の方に知っていただくうえで用語解説をより一層充実していただければなと思っております。例えば、様々用語解説が書いてございますけれども、それ以外にもわからない単語が多いと思いますので、新しく赴任された方がわからない単語を追加していくことでより広く市民・事業所の方に読んでいただけるのではないかと考えています。
（奥部会長）	今のご意見は実行計画と脱炭素化ガイドラインでしょうか。
（濱島委員）	実行計画の区域施策編を意図しています。
（奥部会長）	事務局はいかがでしょうか。
（事務局）	ご意見ありがとうございます。用語解説については確かにボリュームが少ないなとは思っておりますので、また一から見直して随時用語を追加していきたいと考えております。
（奥部会長）	ではそのようにお願いいたします。他にいかがでしょうか。
（芦名委員）	内容については昨年度拝見しておりますので特にないですが、お示しいただいている排出量のデータについて 2022 年度が最新となっていますが、2023 年度がどんな状況か、増えるのかどうか伺いたいです。また７ページの環境基本計画に触れていただいているところで、元の計画がそうなっていたらしょうがないのですが、「ネット・ゼロ(脱炭素)」、「ネイチャーポジティブ(自然再興)」なんですけど、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」だけひっくり返ってるのは何だろうと思った次第です。
（奥部会長）	「循環経済(サーキュラーエコノミー)」は「サーキュラーエコノミー(循環経済)」な気がしますけどこれはそろえたほうがいいですよね。 2022 年度の数値が最新なのかっていうところ、他の自治体だともう 2023 年度の数値が出ているところもありますが、傾向も含めてどうでしょうか。
（事務局）	ご質問ありがとうございます。現段階ですと松戸市の算定方法は国や県からの按分をする方法ですので、現在では 2022 年度が最新値となっております。来年の 4 月 1 日改定時には 2023 年度の数値も加わり改定となります。「循環経済(サーキュラーエコノミー)」の記載については確認し修正いたします。

（奥部会長）	2023 年度のデータが出てくるまでは減少傾向かその逆かはわからないということですか？
（事務局）	現状だとそうなります。
（芦名委員）	新しい数字が出れば出していただければと思います。そもそも 2021 年度が新型コロナから戻ってきたタイミングで 2022 年度、2023 年度は重要なポイントだと思いますので数字を示していただければと思います。
（奥部会長）	どういう数字が出てくるかではありますが、やるべきことは変わらないので計画自体を見直すわけではないですからね。 高橋委員いかがでしょうか。
（高橋委員）	昨日資料を見ていて AI の活用といった文言はありましたでしょうか。もし AI の活用が入っているのであればどういった経緯かお伺いしたい。ご説明いただいた内容については質問はございません。
（奥部会長）	検索してみましたが出てきません。たしかに、最近 AI や GX の推進もありますので、デジタルを活用していくという記述は特に入れてなかったでしたっけ。
（事務局）	36 ページに松戸市行政デジタル化ビジョンに関する記述を追加しております。DX 推進課が所管しています。
（高橋委員）	ペーパーレスや電子化といったことですね。でしたら問題ないかと思います。私が懸念していたことは、AI は環境負荷の大きな技術ですのでそれを活用するのはどうかなという思いがありました。36 ページの記述は問題ございません。
（奥部会長）	他にいかがでしょうか。角田委員いかがでしょうか。
（角田（つのだ）委員）	１点今後のことなんですけど、パブリックコメントを実施するにあたってのイメージというか、市民の方や事業者の方に周知するなかで、膨大なものなので見ていただけないこともあるのではないか。より良い意見をいただくためにどのように実施するのでしょうか。
（事務局）	パブリックコメントは市ホームページへの掲載以外にも、窓口や各支所、図書館、市民活動サポートセンターなどでの閲覧もできる状況となっています。提出自体もメールや郵送、FAX も可能となっております。また、予定ではございますが、12 月 1 日の広報まつどでも広報させていただく予定となっておりますので、広く周知をさせていただきます。
（角田（つのだ）委員）	ありがとうございます。

（奥部会長）	パブコメに付す内容としては実行計画改定案とグリーン購入基本方針改定案そのものなので、内容的にコンパクト化するということではないですよね。
（事務局）	今回パブリックコメント実施は実行計画のみとなります。グリーン購入のほうは庁内照会も終わっており、市の指針にはなりますので、このまま部会のほうで意見をいただいたうえで来年の 4 月 1 日に改定する予定となっております。
（奥部会長）	実行計画改定案は資料６に示されているものを市民の方にご覧いただきご意見をいただきたいということなんですけれども、ただ、こういうものの見直しをしているんだということを周知していただく方法としては先ほどの説明のようなことをやられるということですね。 他にはよろしいでしょうか。 ありがとうございました。それではこれで議事はすべて終了となりますが、最後にその他として事務局から何かございますでしょうか。
（事務局）	閉会の前に、事務局より第 2 回脱炭素専門部会についてご連絡いたします。 次回の部会は 1 月 22 日（金）午前 10 時 00 分からハイブリッド方式での開催を予定しております。 以上です。
（奥部会長）	次回は 1 月 22 日午前 10 時からということですのでご予定いただきますようお願いいたします。他に何かございませんか。よろしいですか。 それでは、ないようでしたらだいぶ早く終わりますけれども、第 1 回松戸市脱炭素専門部会はこれで終了いたします。 長時間にわたり、お疲れ様でした。また、議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。 それでは、司会を事務局にお返しいたします。
（事務局）	奥部会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本日は忌憚のないご意見を賜り、誠にありがとうございました。 以上を持ちまして第１回脱炭素専門部会を終了させていただきます。 ありがとうございました。

以　上